

○医学生修学資金貸付条例

平成17年3月25日

宮城県条例第53号

医学生修学資金貸付条例をここに公布する。

医学生修学資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、将来医師として県内において地域医療の業務に従事しようとする者に対し修学資金を貸し付けることにより、地域医療における医師の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「大学生」とは、大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学をいい、大学院（同法第九十七条に規定する大学院をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）の医学を履修する課程に在学する者をいう。

2 この条例において「臨床研修」とは、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項に規定する臨床研修をいう。

(貸付対象者)

第3条 知事は、将来医師として指定医療機関（知事が修学資金を貸し付けた者ごとに指定する県内の医療機関をいう。以下同じ。）での業務に従事しようとする大学生に対し、修学資金を貸し付けることができる。

(貸付金額)

第4条 修学資金の貸付金額は、規則で定める。

(貸付けの申請)

第5条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、申請書を知事に提出しなければならない。

(保証人)

第6条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、二人の保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、修学資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸付けの決定)

第7条 知事は、第5条の申請書の提出があったときは、速やかに貸付けの適否を決定し、その旨を申請者に通知しなければならない。

(貸付けの休止及び停止)

第8条 知事は、修学資金の貸付けを受けている者が大学を休学し、若しくは停学の処分を受けることとなったときは、その事実が生じた日の前日の属する月の翌月分からその事実が消滅した日の属する月の前月分まで、修学資金の貸付けを休止するものとする。

2 知事は、修学資金の貸付けを受けている者が大学の課程において同一の学年を重ねて履修することとなったときは、当該履修に係る期間は、修学資金の貸付けを休止するものとする。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。

3 知事は、修学資金の貸付けを受けている者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該修学資金の貸付けを停止するものとする。

一 死亡したとき。

- 二 大学を退学したとき。
- 三 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- 四 心身の故障のため、大学の課程の履修を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(償還)

第9条 修学資金の貸付けを受けた者は、当該修学資金の額に、当該貸付けを受けた日の翌日から償還の日までの日数に応じ年10パーセントの割合で計算した利息（以下「利息」という。）を加えた額を規則で定める期間（次条の規定により償還を猶予されたときは、当該猶予された期間とこの項の規定により規則で定める期間を合算した期間。以下「償還期間」という。）内に一括して償還しなければならない。

- 2 修学資金の貸付けを受けた者は、当該修学資金を償還期間内に償還しなかったときは、当該償還期間満了の日の翌日から償還を完了する日までの日数に応じ、償還すべき額につき年15パーセントの割合で計算した遅延利息（第12条において「遅延利息」という。）を支払わなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、知事は、特にやむを得ない事由があると認めるときは、延滞利息の支払の全部又は一部を免除することができる。

(償還の猶予)

第10条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当と認める期間、当該修学資金及びその利息の償還の全部又は一部を猶予することができる。

- 一 第8条第3項第3号から第5号までの規定により修学資金の貸付けを停止された後も引き続き大学に在学しているとき
- 二 規則で定めるところにより、知事に対し、次条第1項の規定による償還の免除を受けるため指定医療機関における医師の業務（臨床研修を含む。以下「業務」という。）に従事する旨の申出があったとき。
- 三 心身の故障、災害その他のやむを得ない事由により修学資金の償還が困難であると認められるとき。

(償還の免除)

第11条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が、大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間（第8条第1項又は第2項の規定により修学資金の貸付けが休止された期間を除く。以下同じ。）の2分の5に相当する期間（以下「業務対象期間」という。）内に、貸付けを受けた期間の2分の3に相当する期間（以下「必要従事期間」という。）、業務に従事したときは、当該修学資金及びその利息の償還を免除するものとする。

- 2 修学資金の貸付けを受けた者が、災害、病気、出産、育児その他の正当な事由により、業務対象期間内に必要従事期間業務に従事することができないと知事が認めたときは、前項中「2分の5に相当する期間」とあるのは、「2分の5に相当する期間に正当な事由により業務に従事できないと知事が認めた期間を加えた期間」とする。
- 3 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が、業務対象期間内に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障により業務の継続が困難となったため、必要従事期間業務に従事することが

できないこととなったときは、当該修学資金及びその利息の償還を免除するものとする。

第12条 知事は、前条に規定する場合を除くほか、修学資金の貸付けを受けた者が死亡、心身障害その他のやむを得ない事由により当該修学資金及びその利息を償還することができなくなったときは、当該修学資金及びその利息の償還並びに遅延利息の支払の全部又は一部を免除することができる。

(準用)

第13条 第5条の規定は、第10条の規定による償還の猶予及び第11条第1項又は第3項の規定による償還の免除について準用する。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年条例第74号)

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成19年12月26日)

附 則 (平成22年条例第24号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の医学生修学資金貸付条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る修学資金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る修学資金等の貸付けについては、なお従前の例による。

○医学生修学資金貸付条例施行規則

平成17年3月25日

宮城県規則第68号

医学生修学資金貸付条例施行規則をここに公布する。

医学生修学資金貸付条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、医学生修学資金貸付条例（平成17年宮城県条例第53号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付金額)

第2条 条例第4条の規則で定める修学資金の貸付金額は、月額20万円を上限として、知事が定める。

(貸付けの期間)

第3条 修学資金の貸付けの期間は、条例第7条の規定により知事が修学資金の貸付けの適否を決定した日の属する月（知事が特に必要と認める場合は、当該貸付けを決定した日の属する年度の4月）から、大学を卒業した日の属する月までとする。

(貸付けの申請手続)

第4条 貸付けを受けようとする者は、医学生修学資金貸付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 大学の在学証明書
- 二 戸籍抄本又はこれに代わるもの
- 三 在学する大学の学長又は学部長の推薦調書（様式第2号）
- 四 その他知事が必要と認める書類

(保証人)

第5条 条例第6条第1項の保証人は、独立の生計を営み、修学資金の償還及び利息の支払（以下「償還」という。）の責任を負うことができる資力を有する者でなければならない。

2 修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年であるときは、保証人のうち1人はその者の法定代理人としなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

3 修学資金の貸付けを受けた者は、保証人の死亡その他の事由により保証人を変更しようとするときは、保証人変更願（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(貸付けの決定)

第6条 条例第7条の規定により貸付けの適否を決定するに当たっては、書面による審査のほか、必要に応じ面接等による審査を行うものとする。

2 条例第7条の規定による通知は、医学生修学資金貸付決定通知書（様式第4号）又は医学生修学資金貸付不承認決定通知書（様式第5号）によるものとする。

(契約の締結)

第7条 条例第7条の規定により貸付けの決定を受けた者（以下「貸付決定者」という。）が修学資金の交付を受けるには、知事と医学生修学資金貸付契約を締結しなければならない。

(交付申請書の提出等)

第8条 貸付決定者は、修学資金の貸付けを受けている期間中は、毎年度、知事の定める日までに所属

する学年を記載した在学証明書を添付した医学生修学資金交付申請書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

- 2 修学資金は、4月から6月までの修学に係るものについては当該年度の6月に、7月から9月までの修学に係るものについては当該年度の7月に、10月から12月までの修学に係るものについては当該年度の10月に、1月から3月までの修学に係るものについては当該年度の1月に交付するものとする。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
- 3 貸付決定者は、条例第8条の規定により修学資金の貸付けを休止され、又は停止された場合において、既に貸付けを休止され、又は停止された期間に係る修学資金を受領しているときは、当該修学資金を知事が定める日までに一括して返還しなければならない。

（業務の申出等）

第9条 修学資金の貸付けを受けた者が医療機関に勤務しようとするときは、当該勤務を開始する日の6月前までに、医療機関勤務申出書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が業務（条例第10条第2号に規定する業務をいう。以下同じ。）に従事することを申し出た場合は、遅滞なく、指定医療機関（条例第3条に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。）及び業務に従事すべき期間を決定し、通知するものとする。
- 3 業務に従事している者は、当該業務を終了しようとするときは、その終了予定日の6月前までに指定医療機関勤務終了申出書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（償還期間）

第10条 条例第9条第1項の規則で定める期間は、修学資金の貸付けを受けた日の翌日から大学を卒業した日（条例第8条第3項の規定により貸付けを停止されたときは、当該停止の日）の属する月の翌月の末日までとする。

（償還の猶予の申請等）

第11条 条例第10条の規定により修学資金及び利息の償還の猶予を受けようとする者は、医学生修学資金償還猶予申請書（様式第9号）に、同条各号に掲げる事実を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請書を受理したときは、速やかに償還の猶予の可否を決定し、医学生修学資金償還猶予決定通知書（様式第10号）又は医学生修学資金償還猶予不承認決定通知書（様式第十一号）により申請者に通知するものとする。

（業務対象期間の延長の申請等）

第12条 修学資金の貸付けを受けた者が、条例第11条第2項の規定の適用を受けようとするときは、業務対象期間延長承認申請書（様式第12号）にその理由を証明する書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請書を受理したときは、速やかに条例第11条第2項に規定する業務対象期間の延長の可否を決定し、医学生修学資金業務対象期間延長決定通知書（様式第13号）又は医学生修学資金業務対象期間延長不承認決定通知書（様式第14号）により申請者に通知するものとする。

（償還の免除の申請等）

第13条 条例第11条の規定により修学資金及び利息の償還の免除を受けようとする者又は条例第12条の規定により修学資金及び利息の償還並びに遅延利息の支払の全部又は一部の免除を受けようと

する者は、医学生修学資金償還免除申請書（様式第15号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 業務に従事した指定医療機関の名称及び期間並びに当該期間内に休職した期間がある場合は当該休職した期間を証明する書類（様式第16号）

二 死亡又は退職の理由及びその年月日を証明する書類

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、速やかに償還及び支払の免除の可否を決定し、医学生修学資金償還免除決定通知書（様式第17号）又は医学生修学資金償還免除不承認決定通知書（様式第18号）により申請者に通知するものとする。

（期間の算定方法）

第14条 条例第11条第1項の規定による償還の免除に当たっては、業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までの期間（休職（業務に起因するものを除く。）及び停職の期間（当該期間に1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を除く。）を業務に従事した期間とする。

（届出書の提出）

第15条 修学資金の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書（様式第19号）にその該当する事実を証する書類を添えて、当該事実が発生した日から10日以内に知事に提出しなければならない。

一 大学を退学し、休学し、復学し、卒業し、又は停学の処分を受けたとき。

二 大学の課程において同一の学年を重ねて履修することとなったとき。

三 修学資金の貸付けを受けることを辞退するとき。

四 大学における修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。

五 氏名又は住所を変更したとき。

六 医師の免許を取得したとき。

七 業務に従事したとき又は業務に従事している指定医療機関に変更があったとき。

八 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき又は死亡その他保証人として責任を負うことができない事由が生じたとき。

（委任）

第16条 この規則に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第22号）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規則第20号）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の医学生修学資金貸付条例施行規則の規定（様式第9号を除く。）は、この規則の施行の日以

後の申請に係る修学資金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る修学資金の貸付けについては、
なお従前の例による。